

京都市告示第 257 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 23 年 10 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
西澤 孝	(医) 社団恵心会 京都武田病院	外科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼ・直, 小腸, 免疫	肝臓
田原 将行	(独) 国立病院機構 宇多野病院	神経内科	肢体, そしやく	視覚*, 聴覚*, 平衡, 音・言, ぼ・直
栗生 宜明	京都府立医科大学附属病院	消化器外科	ぼ・直, 肝臓	小腸
山本 相浩	京都府立医科大学附属病院	膠原病・リウマチ・アレルギー科, 内科	肢体	心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸, 免疫

(身体障害者リハビリテーションセンター)